

平成18年度予算編成方針について

平成17年11月7日
庄原市長 滝口 季彦

1 本市を取り巻く状況

わが国の経済情勢は、10月の月例経済報告によると「景気は緩やかに回復しており、個人消費も緩やかに増加している。雇用情勢は厳しさが残るものの改善に広がりが見られる。」としています。しかし、中山間地域に位置する本市においては、長期にわたる景気の低迷が依然として継続し、地域経済に多大な影響を与えており、景気回復の兆しを実感するに至っていません。

また、政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」に基づき構造改革を加速・拡大するとしており、「三位一体の改革」の更なる推進により、概ね3兆円規模の税源移譲を目指しています。しかしながら、4兆円とされる国庫補助負担金改革の中身や税源移譲の方法等不透明な状況にあります。

このような中、本市は、新市建設計画に基づく各種事業を着実かつ計画的に推進することによって「均衡ある発展」と「一体感の醸成」を図っていかねばなりません。

2 本市の財政状況

平成17年3月31日、私たちは地方自治体の生き残りをかけて「合併」を選択しました。しかし、平成16年度決算に基づく庄原市の財政状況は、経常収支比率99.8%（75%以上は財政硬直化）、地方債の残高は一般会計で551億円、基金残高27.6億円と非常に厳しい状況で、平成17年度の新市の予算編成にあたっては、大幅な財源不足が見込まれたため、人件費や行政事務経費などの行政内部経費の削減、普通建設事業費の圧縮や補助金カットなど住民サービスの低下につながる経費削減を実施しました。しかしながら、一般財源が不足するためやむなく4.9億円の財政調整基金の繰り入れと1.6億円の前年度繰越金を計上したところです。

加えて、本年度の普通交付税の予算割れ、特別交付税の減額見込、法人市民税の伸び悩みなど歳入面において一般財源の減額が見込まれており、本年度の財政運営が極めて憂慮される状況にあります。

このような中、「公債費負担適正化計画」や「財政計画」を策定し計画的な財政運営に努めなければなりません。

3 平成18年度の財政見通し

現行の税財政制度を前提として、平成18年度の財政見通しを試算すると、市税収入については、個人市民税が定率減税の縮小などの税制改正に伴い増収の見込ですが、法人市民税は地方財政計画に反し、長引く経済不況などにより減収見込で、固定資産税についても評価替えの影響により僅かながら減収の見込であり、市税全体（入湯税の動向は除く）では前年度当初予算額に比べ僅かではありますが、約3,000万円の増収見込みとなっています。

また、地方交付税については、総務省の概算要求では出口ベースで2.7%の減、投資的経費にかかる需要額は引き続いて減の見込です。臨時財政対策債は据え置きの見込みではありますが、特別交付税については、大幅に減額の見通しです。

次に、歳出についてですが、義務的経費は人件費の動向が未確定ではありますが、扶助費や物件費が伸びており全体としては増加傾向にあります。

また公債費は、これまでに借り入れてきた起債の償還が平成19年度、平成20年度にピークを迎えるのに加えて、合併に伴い一部事務組合での借入を一般会計で償還することとなったため、総体的に増加します。なお、全体の市債残高は、平成17年度以降市債の発行を実施計画などに基づき大幅に抑制する方針であり、年々減少すると推計されます。

公共下水道事業や農業集落排水事業の整備に伴う一般会計から特別会計への繰出金も年々増加しています。

このように合併後においても、歳入では一般財源の確保がますます困難な状況が続き、反面、歳出では義務的経費が伸びていく状況で財源不足が拡大する傾向にあります。平成18年度予算は、昨年度の予算編成にも増して厳しい編成になると思われます。

4 予算編成の基本方針

以上のような基本的認識のもと、職員一人ひとりが新市のまちづくりの方向性と課題を共通認識し、主体的かつ積極的に智恵を出し合い、適正な財源確保と徹底した経費の見直しが必要です。平成18年度の予算編成においては、次に掲げる4つの基本方針に基づき、限られた財源を最大限に有効活用するための厳正な施策選択や事業の重点化に努めた予算編成とします。

(1) 第1次庄原市実施計画の着実な対応

(2) 政策課題への的確な対応

・庁舎整備事業

- ・総合福祉保健センター整備事業
- ・県立広島大学研究開発助成事業（平成 17 年度継続事業）
- ・地域ビジネス起業チャレンジ補助金（平成 17 年度継続事業）
- ・その他

（3）財政健全化への取り組み

- ・投資的経費については「第 1 次庄原市実施計画」に計上された事業費以内に限る
- ・「公債費負担適正化計画」に基づく地方債発行の抑制

（4）徹底した歳出抑制と集中と選択による事業実施

平成18年度予算編成要領

1 基本的事項

(1) 歳出抑制を基本とした事業の再評価と徹底的見直し

市税・地方交付税等、歳入の伸びが期待できない以上、収支の均衡を図るためには、歳出の抑制が基本となるものである。すべての事業、施策について、費用対効果、行政関与・行政負担の必要性、市民ニーズの有無（多寡）などのあらゆる観点から、過去の慣例にとらわれることなく、ゼロベースの視点で事業を再評価し、徹底的な見直しを行うこと。

(2) 省資源・省エネルギー対策

温室効果ガスの削減をはじめとする地球温暖化問題への対応や今般の原油価格の高騰などの背景のもと、「電力使用量」「上水道使用量」「コピー用紙使用量」「ガソリン、重油などの燃料使用量」について対前年度比5%減の数値目標を設定し、職員一人ひとりが省エネルギーの推進に努めること。

具体例：冷房・暖房中の適切な温度調節、パソコン等OA機器のこまめな電源オフ、昼休みの消灯、節水の取り組み、両面コピーの励行、ペーパーレス化、エコドライブなど

(3) 予算要求の基本的考え方

投資的経費を除く経常的経費（一般行政経費と施設維持管理経費）については、平成17年度当初予算額の**95%の枠内（一般財源ベース）**で調整し要求のこと。

また、政策的課題にかかる経費は別枠で整理する。

投資的経費については、補助事業、単独事業とも「第1次庄原市実施計画」に計上された箇所、事業費に限る。

(4) 事業の新設、拡充

事業の新設、拡充等に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド原則を徹底するとともに、サンセット方式の導入により、必ず終期（原則3年間）を設定すること。

(4) 国、県補助事業

国、県補助事業については安易に受け入れることなく、市負担額、行政効果等を総合的に検討し、その受け入れを決定すること。

また、国、県の補助金の削減・合理化により、廃止・縮減された事業については、市費による肩代わりは行わないこと。

(5) 他課等に関連する事業

他課等に関連する事業については、事前に十分連絡調整を行い、整合性と効率性を図ること。

(6) 条例、規則、要綱等の整備

予算に伴い新たに条例、規則、要綱等の整備を要するものについては、遺漏のないようにするとともに、予算要求資料として提出すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市 税 等

一般財源の根幹をなすものであり、経済の動向、国の税制改正等の諸状況を勘案の上、情報収集に努めできる限り最新の情報により見積もること。

課税客体の完全補足と徴収率の向上に一層努めるとともに、市営住宅使用料や貸付金償還金などの税外収入についても滞納防止、滞納整理の促進など、一層の徴収強化を図ること。

来年度は固定資産税評価替えの年にあたり、適切な見積もりに努めること。

入湯税については、公平負担の観点から全ての鉱泉浴場の入湯客に課するよう積極的に検討すること。

(2) 分担金・負担金・使用料・手数料・財産の貸付料

使用料・手数料については、受益者負担の公平を図る観点から、行政サービスに係る経費、物価の変動等を総合的に勘案し、負担の適正化を図ることとし、適切な見直しを行うこと。

その他の収入についても、受益者負担の導入など財源の見直し改善に努めること。

観光パンフレット、封筒（一般、納付書など）、給与支給明細書など幅広い分野において、企業広告等の掲載を検討し歳入確保を図ること。

(3) 国・県支出金

国においては、昨年度に引き続き、三位一体改革の実現に向けた国庫補助金負担金の一般財源化の推進等が見込まれており、関係機関と緊密な連絡を図り、情報収集に努め可能な限り確実な収入見積もりを行うこと。

また、制度改正、制度変更等に留意し、昨年度と同じ考え方だけでなく、多

角的な検討を加え、より有利な制度選択と財源の確保に努めること。

(4) 市 債

市債は、公債費負担適正化計画に基づき発行総額を抑制することとしており、借入にあたっては、地方交付税が措置される有利なものを活用すること。また、基本的に、交付税措置の無い「一般単独事業債」は借り入れず一般財源で措置することとしている。

なお、対象事業・充当率については、財政係と事前に協議の上、的確な見積もりを行うこと。

3 歳出に関する事項

(1) 報酬

各種委員会、審議会の開催回数等については、年間の回数を精査のうえ必要最小限とすること。嘱託員報酬についても、必要最小限の嘱託員を見積もり要求すること。単価については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて要求すること。

(2) 人件費（給料、職員手当、共済費）

時間外勤務手当を除く人件費については、総務課で取りまとめて要求する。ただし、特別会計、水道事業会計、病院事業会計の人件費については、総務課と調整を図った上で担当課において要求すること。（繰入、繰出の整理を行なうこと）

時間外勤務手当については、コスト意識を持ち、行政事務の簡素効率化を図り、創意工夫のうえ抑制に努めること。特に、平成17年度は合併直後であった上、電算システムの安定稼働に対応するなど特別な要因があったが、平成18年度は平年度ベースと見込まれるため、その点に留意し要求すること。

普通建設事業等の補助対象事業においては、事業費支弁人件費率の限度額まで人件費を見積もること。

(3) 賃 金

事業執行に係る臨時職員の雇用は**短期間に集中する業務の補助、期間の限定された業務の補助**、あるいは**職員の育児休暇等の代替措置のみ**とし、通年の雇用は認められないこと。（前例や慣行にとられないこと。）単価については【資料 1】のとおり。

社会保険料は、総務課及び教育総務課で一括要求とするので各課においては、総務課及び教育総務課と事前に協議すること。（水道事業会計、病院事業会計は

除く)

(4) 報償費

講師謝礼及び委員謝礼については、原則として6,300円とするが、半日の会議であれば4,000円を適用すること。人数、日数については事業内容を精査し必要最小限とすること。

また、大学教授、医師等の特別な報償費については【資料 2】を参考とすること。

(5) 旅 費

定例的な大会等への参加については積極的に見直し、日程、人員についても必要最小限度にとどめるとともに、公用車の効率的な活用を図ること。

なお県外出張については、総務課所管の職員研修を除いては、原則認めない。

(6) 需用費（消耗品費）

法令等追録を要する加除式書籍で、使用頻度の少ないものについては、複数課での使用を検討するとともに、単行本への切り替えも併せて検討すること。

本庁、支所の業務に照らして一本化できるものは集約すること。

経常的に使用する庁用事務用品で、会計課で調達可能な消耗品等については原則として計上しないこと。

(7) 需用費（燃料費）

過去の使用量や今年度の使用量を参考として見積もること。単価については、直近の単価を用いること。

(8) 需用費（食糧費）

全国的に縮小、廃止の方向にあることを踏まえ、真に必要最小限なものに限り要求のこと。また、執行基準【資料 3】に基づき適正な要求とすること。

(9) 印刷製本費

印刷物作成については、できるだけ庁内印刷に努めること。やむを得ず業者発注する場合の単価については、複数業者から見積書を徴して要求すること。

(10) 修繕料

施設の状況を十分調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ施設の効用を発揮するのに必要最小限度の額を要求すること。また同一事業内で複数の要求がある

場合は、必ず優先順位を付けること。

なお、必要に応じて写真、図面、見積書等の資料を添付すること。

大規模修繕については、実施計画書を必ず添付すること。

(11) 通信運搬費

郵便料については、本年度の実績（４月～１０月）を参考として年間必要額を推計し適切に見積もり要求すること。

電話料については、ＩＰ電話の通話実績を踏まえて見積もること。

(12) 保険料

建物・車両にかかる保険料は財政課管財係において一括要求するので、平成１７年度中に異動があったものや平成１８年度早期に保険加入が必要なものについては、漏れなく連絡し、過大要求あるいは要求漏れのないようにすること。

(13) 委託料

事務事業の委託契約については、過去の例にとられることなく、競争原理を導入し、経費の節減・合理化に努めること。特に、随意契約によるものは、契約理由が適切であるかどうか十分検証した上で、経費の見積もりを行うこと。

次の経費については重点的項目と位置付け、**契約方法、業者選択などの見直し**を行ない、経費の節減を図ることとしている。実施回数、実施単価、業者選定等あらゆる角度からコスト削減に向けた見積もりに努めること。（現在、財政課から資料提出依頼中）**注：次の委託料については対前年度比９０％以内とする。**

・庁舎（施設）清掃業務、庁舎管理業務委託、警備業務委託、EV・自動ドア保守点検業務委託、電気工作物保守管理業務委託、空調機器保守点検業務委託、暖房用ボイラー保守点検業務、飲料用貯水槽（高架槽）清掃業務委託にかかる委託料

職員対応で処理が可能なものは委託を廃止・削減すること。

民間委託により、住民サービスの向上とコスト縮減につながるものは積極的に導入すること。

(14) 備品購入費

ロッカー、キャビネット等の庁用備品及び公用車については事前に総務課と協議のうえ要求すること。また、カタログの写し等添付するとともに、更新の場合は当初購入年月日を記入すること。

合併に伴い、本庁支所間で使用されていない物品や代替品の有無を確認し、やむを得ないものに限って要求すること。

(15) 補助及び交付金

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査するとともに、既に行政目的が達成されているもの、所期の事業目的を達成できないと判断されるもの、**費用に対して効果が薄いと判断されるものは、積極的に整理合理化を図ること。**

なお、要求に当たっては、次のことを厳守のこと。

補助対象となる事業費の平成16年度決算額と決算内容を添付すること

補助金交付要綱中に「予算の範囲内で交付する」とある補助金は、平成18年度中の交付件数の上限設定（枠設定）、交付金額の上限設定（枠設定）等を検討すること。（例示：生活道舗装事業補助金、地元施工道路補助金など）

補助対象となる経費の見直しや、一件当たりの上限額などの設定を検討すること。（例示：クラブ遠征費補助金）

(16) 投資的経費

原則として「第1次庄原市実施計画」に未計上の事業は認められない。

新規事業については、長期的展望に立って緊急性、効果及び関連事業への影響等を総合的に勘案し厳選するとともに、平成18年度に事業着手しなければならない理由を明確にすること。さらに継続事業についても多角的視点から見直しを図り、投資的効果等を十分検討し経費の節減合理化に努めること。

また、事業内容についても機能の充足にとどめる等、建設コストの削減に努めること。（過大な計画、設計は厳に慎むこと。）

普通建設事業については、用地確保が確実なものについて要求することとし、可能な限り土地開発基金を活用した先行取得を行うこと。

また、要求に当たっては、事業計画書を必ず添付すること。

普通建設事業等の補助対象事業においては、事業費支弁人件費率の限度額まで人件費を見積もること。[再掲]

《事務費の考え方》

- ・普通建設事業の事務費計上は、補助事業に限り、財源が起債のみの単独事業については、原則、事務費は認めない。

(17) 特別会計に関する特記事項

特別会計については、前記に準じて収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本とする。

各会計で一般財源（自主財源）が不足する場合、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、収支のバランス確保に努めること。（繰出基準に基づく繰出金は除く。）

4 その他

（１）積算単価等は、物品単価表及び最近の購入単価による必要最小限度の額とし、物価上昇、値上げ見込みは加算しないこと。また、維持・修繕等の見積もりを行う場合は**２社以上徴すること。**

（２）要求書は、財務会計システム入力後の『歳入・歳出予算見積書』によること。

（３）要求資料等

ア 重点施策事業表	【資料 ４】
イ 事業計画書	【資料 ５】
ウ 補助金要求団体に関する調	【資料 ６】
エ 各種団体負担金の一覧表	【資料 ７】
オ その他 適宜説明資料	

（４）要求書の取りまとめは、その要求内容について**本庁支所間で調整をとったうえで、本庁担当課で取りまとめ、並び替え等を行ない提出すること。**

（５）平成１７年度では、同じ事業を本庁、支所の予算権限を分けて編成し予算執行管理を行なってきたが、**平成１８年度では、事業を一本化し、本庁支所いずれも執行できるよう予算権限を設定する。**

（６）平成１７年度の予算執行にあたって、予算流用件数が非常に多い。特に当初予算で要求漏れや計上科目の誤りがない様、適切に要求すること。**（流用元の予算に不足を生じて、補正予算によって追加補正すること（流用戻し）は原則認められない。）**

5 予算要求書の提出期限

経常的経費	平成１７年１２月２日（金）	（６部）
投資的経費	平成１７年１２月１９日（月）	（６部）
上記４（４）の要求資料等については７部とする		